

仕様書

1. 件 名 防災カーテン等賃貸借

2. 場 所 長崎県対馬病院

3. 数 量 防災カーテン 1101 枚

ヨコ型ブラインド 168 台

タテ型ブラインド 36 台

※別紙内訳書参照

4. 賃貸期間 令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 12 年 9 月 30 日まで 5 年 (60 ヶ月)

5. 防災カーテンの生地仕様について

- (1) 消防法第 8 条の 3 に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性生地を使用すること。
また、防災ラベルは、(イ) ラベルのものを使用すること。
- (2) 間仕切カーテンは SEK (細菌類の増殖を抑制する制菌加工) が施された生地を使用すること。
- (3) 色彩及び厚み等については、賃貸人の見本提示に基づいて、賃借人の指定したものを使用すること。
- (4) JI S ランドリー法によって 30 回以上の洗濯に耐えること。
- (5) 熱湯 (80℃) 消毒を行って収縮率が巾・丈共に 1. 0%以下であること。

6. 防災カーテンの縫製について

- (1) 窓用防災カーテンは、二つ山・1. 5 倍以上の仕立てを行うこと。
- (2) 病室の間仕切カーテンは上部をメッシュ形状とし、ヒダをとらないプレーン仕上げ縫製とし、カーテンフックは、錆びないステンレス製とする。カーテンが脱落しない様生地に縫い付けること。また、カーテンフックによる怪我等を防止する為、フック先端部分は丸みを持たせた仕様とすること。
- (3) その他間仕切カーテンに関してもヒダをとらないプレーン仕上げ縫製とすること。
- (4) 防災カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標示したラベルを防災カーテン 1 枚ごとに縫い付けサイズを記入すること。
- (5) 賃借人はカーテンの破損に早急に対応する為、自社縫製工場を完備していること。

7. ヨコ型ブラインド仕様について

- (1) ヨコ型ブラインド スラット素材は耐食アルミ合金であること。

- (2) ヨコ型ブラインド スラット幅は 25mm であること。
- (3) ヨコ型ブラインド 減速降下機能を搭載していること。

8. タテ型ブラインド仕様について

- (1) タテ型ブラインド スラット素材は遮熱生地であること。
- (2) タテ型ブラインド スラット素材は抗菌加工であること。
- (3) タテ型ブラインド スラット幅は 100mm であること。

9. メンテナンス（作業）

- (1) 間仕切カーテン 12 ヶ月に 1 回（契約期間中 4 回）のメンテナンスを行うこと。
- (2) 窓カーテン 24 ヶ月に 1 回（契約期間中 2 回）のメンテナンスを行うこと。
- (4) ヨコ型ブラインド、タテ型ブラインドのメンテナンスは行わない。
- (5) 交換作業の実施にあたっては、事前に作業工程表を提出し病院の承認を得ること。
- (6) カーテンの取外し・取り付けはすべて賃貸人にて行うこと。
- (7) カーテンの交換作業に当たっては患者の療養を妨げ無いよう十分に留意し、病院職員の指示により速やかに行うこと。また、取り外し時は、カーテンを床へ落下させないようにランドリーバック等へ収納し、現場でホコリの発生を防ぐ作業形態とすること。
- (8) クリーニングにかかる期間は交換作業を含めて全館 30 日間以内に終了すること。
- (9) クリーニング期間中は同サイズ・同素材の代替防災カーテンを賃貸人で用意し常時防災カーテンが取り付けられている状態を維持すること。

10. メンテナンス（クリーニング）

- (1) クリーニングについては医療施設の特殊性を考慮し下記の方法（工業洗い）にて行うこと。
 - ①予 洗（1 回～2 回 常温にて最低 5 分以上）
 - ②本 洗（1 回～2 回 30℃～60℃の温水で洗剤と共に 10 分以上）
 - ③濯 ぎ（2～3 回 1 回につき最低 3 回以上）
 - ④脱 水（遠心分離機にて絞り脱水）
 - ⑤プレス仕上げ 100℃前後の高温での仕上げ。
- (2) 賃貸者は上記の設備を自社で有していること。

11. 品質の保証

- (1) 賃貸人はカーテンのメンテナンス及びクリーニング業務の品質保証として国際標準規格である「ISO9001」を取得していること。
- (2) 賃借人はカーテンクリーニング工場を自社で完備・所有していることとし、証明書を提出し承認を受けた業者とする。

1 2. 納入について

- (1) 賃貸人は防災カーテンの仕立前に現場において実測し、必要に応じて再度仕様の打合わせを行うこと。
- (2) カーテンの搬入、取付け及び交換作業に際しては、建物及び他の器物に汚染、破損等を与えることのないよう十分注意すること。
また作業中の物損及び対人障害を想定しそれを保証する保険に加入していること。
- (3) 新規カーテンの搬入、取付けについては契約締結後3カ月以内に行うこと。

1 2. その他

- (1) 防災カーテン品質管理の観点より再委託については認めないものとする。
- (2) 仕様書の解釈について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとする。
- (3) ヨコ型ブラインド、タテ型ブラインドの処分に関しては賃貸人と協議のうえ決定する。